

財務省第11入札等監視委員会

令和4年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年3月23日(木) 高松国税局 第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年10月1日(土)～令和4年12月31日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名：宇和島税務署 照明改修工事 契約相手方：株式会社パルックス(法人番号4370001003861) 契約金額：8,800,000円 契約締結日：令和4年7月12日(第2回 令和4年7月～9月の契約一覧表より選定) 担当部局：高松国税局 契約件名：令和4年度新居浜住宅1号棟ほか1棟屋上防水改修工事 契約相手方：ニッソー技研株式会社(法人番号9500001010212) 契約金額：13,200,000円 契約締結日：令和4年12月27日 担当部局：四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：令和4年分確定申告期における備品移設及び預託業務(第3グループ) 契約相手方：四国名鉄運輸株式会社(法人番号5500001001990) 契約金額：786,500円 契約締結日：令和4年12月13日 担当部局：高松国税局 契約件名：令和4年度測量及び境界確定等業務委託(阿南市那賀川町中島) 契約相手方：公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(法人番号9480005000030) 契約金額：862,400円 契約締結日：令和4年11月8日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「宇和島税務署 照明改修工事」 契約相手方：株式会社パルックス 契約金額：8,800,000円 契約締結日：令和4年7月12日 担当部局：高松国税局</p> <p>予定価格はどのように算定したか。</p> <p>落札率が低かった理由を把握しているか。</p> <p>契約相手方は遠方の業者だが、施工に支障はなかったか。</p>	<p>予定価格の算定方法について、部材を中心とする直接工事費は、市販の積算資料及び設計段階で作成した複合単価表を用いて算定を行った。</p> <p>ほか、共通仮設費や現場管理費、一般管理費の共通費については、公共建築工事共通費積算基準を参考として算定している。</p> <p>予定価格の内訳は大きく分けて、電気設備工事、共通仮設費及び諸経費の3つに区分しており、予定価格約17,854千円のうち、電気設備工事で約77%を占めている。</p> <p>更に、電気設備工事のうち、約78%が電灯設備といった部材である。</p> <p>電灯設備は「複合単価表」を用いて1台当たりの金額を算定しているが、契約相手方の内容と比較したところ、1台当たりの単価が大きく乖離している部材が認められた。</p> <p>複合単価表は、素材単価、材料費、労務費で構成されるが、特に素材単価について契約相手方の算定した単価が低く設定されていた。</p> <p>単価が低く設定された理由として、大手電機メーカーとの取引関係が深いことや、照明工事に特化した業者であることから作業員の調整がしやすく、コストを抑えた工事の施工が可能であったことが要因と想定され、結果、落札率が低くなったものと思われる。</p> <p>契約相手方の本社は宮城県だが、高松市に営業所を設けているため、施工に支障は認められなかった。</p>

【案件2】

「令和4年度新居浜住宅1号棟ほか1棟屋上防水改修工事」

契約相手方：ニッソー技研株式会社

契約金額：13,200,000円

契約締結日：令和4年12月27日

担当部局：四国財務局

予定価格はどのように算定したか。

刊行物や専門工事業者からの見積徴収等により、安価な単価、合理的な単価を確認して直接工事費の積算を行い、積算要領・積算基準に基づく諸経費を加えて算定している。

落札率が低かった理由を把握しているか。

低入札価格調査における契約相手方からの聞き取りによると、自社の社員による工事が可能なため単価を下げることができること、また、工事現場と会社所在地が近郊にあることから費用を抑えることが可能であるとのことであった。

また、令和4年9月の台風被害により松山財務事務所が発注した応急修繕工事を契約相手方が実施しており、現地の状況を把握していることから、効率的な作業が可能と判断したものと考えられる。

台風により被害が発生しているが、前回改修から何年経過しているか。

棟により若干の違いがあるが、約20年経過している。

被害を発生させた台風により、近くの観測地点では最大瞬間風速を更新したとのことであるが、今回の改修工事では、同規模の台風に耐えられる仕様としているか。

求める性能によっては、工事費が高額化すると思われるため、標準的な仕様での発注としている。

【案件3】

「令和4年分確定申告期における備品移設及び預託業務
(第3グループ)」

契約相手方：四国名鉄運輸株式会社

契約金額：786,500円

契約締結日：令和4年12月13日

担当部局：高松国税局

予定価格はどのように算定したか。

落札率が低かった理由を把握しているか。

別のグループの入札は本グループの入札と比して落札率が高いが、グループを統合すれば、契約相手方が落札することによって全体の契約金額を抑えられたのではないか。

確定申告の会場を借上げる税務署もあるが、税務署のレイアウトを変更して会場を設営する費用と、会場を借上げる場合の費用との比較検討は行ったか。

予定価格の算定方法として、移設業務に必要な人件費、預託備品の保管場所の賃貸料金、税務署と保管場所間の搬送費及び移設時に使用する資材等の諸雑費の4つの構成材料により積算している。

第3グループの本年度入札の仕様は例年の仕様と違ったもので、具体的には、高知税務署1階事務室全体を確定申告会場へレイアウト変更している。

このことから、1階にある机やキャビネット類を4階及び9階へ移設する等、レイアウトの変更作業の規模が大きくなったので、人件費及び預託備品の保管場所の賃借料が増える算定をしていた。

しかし、契約締結後に契約相手方から聴き取りしたところ、規模が拡大したことで応札額が前年より増額となっているものの、本件第3グループは平成31年度から継続して業務を請け負っており、レイアウト変更の手順等のノウハウが蓄積され、数量増加分も含めて他社より少ない人数で作業が可能であったようである。

加えて、預託倉庫について、協力会社から安価に借りることができる事情もあったことから、予定価格との乖離幅が大きくなったものと考える。

第2グループは愛媛県下の税務署、第3グループは高知税務署及び高松国税局業務センター高知分室である。

指摘のようなグループ変えや統合については毎年検討しているが、業者によっては営業所所在地数や人員配置数が違うため、どちらか一方のグループにしか参加できない業者もおり、グループを統合すれば一概に契約金額を抑えられるというものではないと考える。

なお、本年の入札結果をもって仮に第2・第3グループを合わせた金額分と個々に分けた金額を比較すると、現状ではあるが、個々に分けた方が安い金額で契約できている状況である。

会場を借上げた場合、レイアウト変更と比較してはるかに高額となる。

また、適した会場が無い地域もあるため、会場を借上げるかどうかは、各署の状況によって判断している。

【案件4】

「令和4年度測量及び境界確定等業務委託(阿南市那賀川町中島)」

契約相手方：公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

契約金額：862,400円

契約締結日：令和4年11月8日

担当部局：四国財務局

応札の際、公益社団法人が一般の測量事務所に混ざって参加してしまうと、通常、公益社団法人の方が安く入札できると思うが、それは公正と言えるのか。

落札率が低かった理由を把握しているか。

今回の委託業務を行うためには、土地家屋調査士法第68条の規定に違背することなく、同法第3条に掲げる業務を行うことができる者でなければならないため、公益社団法人を排除する資格要件の設定は難しいと考える。

予定価格については、「令和4年度公共嘱託登記運用基準」を基に算定しており、作業内容のランクに応じた単価を採用のうえ、作業の難易度により加算減算している。

なお、各者において各種作業内容等に応じてコスト削減等の営業努力を図っているものと考えますが、契約相手方である「公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」は、四国外を本拠とする他の2者と比較して、地元という地理的要素もあり、コスト削減の面で優位に働いたのではないかとと思われる。